## 【ひたちなか市】

## 端末整備·更新計画

	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和 10 年度
① 児童生徒数	11, 266	11, 177	11, 112	11, 078	10, 724
<ul><li>② 予備機を含む整備上限台数</li></ul>	12, 955	12, 853	12, 778	3, 665	3, 258
③ 整備台数(予備機除く)	0	0	11, 112	0	0
<ul><li>④ ③のうち</li><li>基金事業によるもの</li></ul>	0	0	7, 408	0	0
⑤ 累積更新率	0%	0%	100%	100%	104%
⑥ 予備機整備台数	0	0	1, 666	0	0
<ul><li>⑦ ⑥のうち</li><li>基金事業によるもの</li></ul>	0	0	1, 666	0	0
⑧ 予備機整備率	0%	0%	15%	0%	0%

※①~⑧は未到来年度等にあっては推定値を記入する

(端末の整備・更新の考え方)

対象となる校種は市立の小中学校、義務教育学校。

令和3年4月の使用開始から5年以上経過した1人1台端末について、更新時の児童生徒数に応じて調達を行う。既存端末は購入により整備したが更新端末はリースによる整備を予定している。

(更新対象端末のリユース、リサイクル、処分について)

- 〇対象台数:12,802台
- 〇処分方法
- ・既存端末処分サービスを提供するメーカーに処分を依頼する。導入端末のメーカー選定にあたっては小型家電リサイクル法 ・資源有効利用促進法に基づき適切に処分することを要件とする。
  - ・リユースについては需要を調査し必要に応じた台数を再利用する。
- ○端末のデータの消去方法
- ・端末メーカーが回収し、端末の状況に応じてデータ消去。破損端末は記憶装置の粉砕処理を行う
- 〇スケジュール (予定)

令和7年9月 処分及びリユースの端末台数調査

令和8年7月 新規購入端末の使用開始

令和8年8月 使用済端末を端末メーカーへ引き渡し